

令和6年3月21日  
障害福祉課運営指導班

## 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める 条例及び条例施行規則の改正について（概要）

### ①訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）関係

- (一)サービスの提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。
- (二)サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならないこととする。
- (三)障害者の状況を踏まえたサービス等利用計画を作成する観点から、サービス提供責任者は、利用者及びその同居の家族に交付している居宅介護計画等について、当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う者（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）にも交付しなければならないこととする。
- (四)管理者について、事業所の管理上支障がない場合には、同一敷地内等に限らず、他の事業所等の職務に従事することができることとする。

### ②全サービス（訪問系サービスを除く。）関係

- (一)サービスの提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。
- (二)サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、
  - ・利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならないこととするとともに、
  - ・利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならないこととする。
- (三)サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならないこととする。
- (四)サービス管理責任者が担当者等を招集して行う会議（個別支援会議）につい

て、利用者本人が参加するものとし、また、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認することとする。

(五)障害者の状況を踏まえたサービス等利用計画を作成する観点から、サービス管理責任者は、利用者に交付している各サービスの個別支援計画について、指定特定相談支援事業者等にも交付しなければならないこととする。

### ③生活介護関係

高次脳機能障害等の後遺症により言語障害を有する者等の支援のため、生活介護の人員配置基準として、理学療法士・作業療法士の他に、言語聴覚士を加える。

### ④自立訓練（機能訓練）関係

(一)③と同様の改正を行う。

(二)介護保険の通所リハビリテーション事業者が、基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を提供することを可能とし、通所リハビリテーション事業者が当該事業に関して満たすべき基準を定める。

(三)病院又は診療所が、基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を提供することを可能とし、病院又は診療所が当該事業に関して満たすべき基準を定める。

(四)共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者が当該事業に関して満たすべき基準を定める。

### ⑤就労選択支援関係

<人員に関する基準>

(一)指定就労選択支援事業所に置くべき就労選択支援員の数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上とし、就労選択支援員は、原則として、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならないこと等とする。

(二)指定就労選択支援の事業について、指定就労選択支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならないこと等とする。

<設備に関する基準>

(三)指定就労選択支援の事業について、指定就労選択支援事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならないこと等とする。

<運営に関する基準>

(四)指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、指定の申請の前3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等

の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める事業者でなければならないこととする。

(五)就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに障害者総合支援法施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この⑤において「アセスメント」という。）に当たり、

- ・障害者就業・生活支援センター等がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができることとし、

- ・この場合において、(六)の会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、障害者就業・生活支援センター等に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができることとする。

(六)指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。））を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

(七)指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及びその家族並びに指定特定相談支援事業者等に提供しなければならないこととする。

(八)指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならないこととする。また、指定就労選択支援事業者は、障害者総合支援法（以下「法」という。）第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならないこととする。

#### ⑥就労移行支援関係

就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

#### ⑦就労継続支援A型関係

⑥と同様の改正を行う。

#### ⑧就労継続支援B型関係

(一)工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならないこととする。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでないこととする。

(二)⑥と同様の改正を行う。

#### ⑨就労定着支援関係

地域において必要な就労定着支援事業を利用できるようにする観点から、障害者就業・生活支援センターを、実施主体として追加する。

#### ⑩自立生活援助関係

(一)相談支援事業所において提供される地域相談支援との支援の継続性の確保や自立生活援助の整備を促進する観点から、指定地域移行支援事業者又は指定地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域移行支援又は指定地域定着支援の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合には、当該事業所に配置された相談支援専門員を自立生活援助のサービス管理責任者とみなすことができることとする。

(二)サービス管理責任者を常勤専従で自立生活援助事業所に配置する場合には、配置基準を60：1とする。

(三)自立生活援助の実施主体に係る規定を削り、実施主体を拡充することとする。

(四)指定自立生活援助事業者は、利用者の居宅の訪問によるほか、テレビ電話装置等を活用することにより、障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行うことができることとする。

#### ⑪共同生活援助関係

(一)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号。以下「改正法」という。）による法の改正により、共同生活援助の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退去後の相談等が含まれることが明確化されたことを踏まえた改正を行う。

(二)指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととする。また、指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1

年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならないこととする。

(三)指定共同生活援助事業者は、(二)の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならないこととする。

(四)(二)及び(三)については、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る第三者による評価を受け、当該評価の実施状況を公表している場合等には、適用しないこととする。

(五)新興感染症の発生時等に事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）第3条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないこととする。

(六)指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならないこととする。

(七)指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例的取扱いを令和9年3月31日まで延長する。

⑫ ⑫ その他所要の改正を行う。

## 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び 条例施行規則の改正について（概要）

### ■意思決定支援を推進するための方策

①指定障害者支援施設等は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。

②サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、

- ・利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならないことし、この場合において、サービス管理責任者は、⑦の地域移行等意向確認担当者が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとするとともに、

- ・利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならないこととする。

③サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならないこととする。

④サービス管理責任者が担当者等を招集して行う会議（個別支援会議）について、利用者本人や⑦の地域移行等意向確認担当者が参加するものとし、また、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認することとする。

### ■地域移行支援を推進するための取組

⑤指定障害者支援施設等は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、障害者総合支援法（以下「法」という。）第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならないこととする。

⑥指定障害者支援施設等は、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指

定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならないこととする。

⑦指定障害者支援施設等は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下「地域移行意思確認等」という。）を適切に行うため、地域移行意思確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならないこととする。

⑧地域移行等意向確認担当者は、アセスメントの際に地域移行意思確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならないこととする。また、地域移行意思確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならないこととする。

## ■支援の質の確保

⑨指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設入所支援について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。以下「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととする。また、指定障害者支援施設等は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設等を見学する機会を設けなければならないこととする。

⑩指定障害者支援施設等は、⑨の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならないこととする。

⑪⑨及び⑩については、指定障害者支援施設等がその提供する施設入所支援の質に係る第三者による評価を受け、当該評価の実施状況を公表している場合等には、適用しないこととする。

## ■ 自立訓練（機能訓練）・相談支援の充実等

- ⑫高次脳機能障害等の後遺症により言語障害を有する者等の支援のため、指定障害者支援施設等において生活介護又は自立訓練（機能訓練）を行う場合の人員配置基準として、理学療法士・作業療法士の他に、言語聴覚士を加える。
- ⑬障害者の状況を踏まえたサービス等利用計画を作成する観点から、サービス管理責任者は、利用者に交付している各サービスの個別支援計画について、利用者に対して指定計画相談支援を行う者にも交付しなければならないこととする。

## ■ 感染症発生時に備えた平時からの対応

- ⑭新興感染症の発生時等に事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、指定障害者支援施設等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）第3条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないこととする。
- ⑮指定障害者支援施設等は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならないこととする。
- ⑯その他所要の改正を行う。

## 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び 条例施行規則の改正について（概要）

①児童発達支援の一元化及び児童発達支援（児童発達支援センターにおいて提供する場合に限る。以下①において同じ。）における人員・設備基準等の3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分の一元化関係

児童福祉法の一部を改正する法律（以下「児童福祉法一部改正法」という。）により、多様な障害児が身近な地域で支援を受けられる体制整備を促進する観点から、児童福祉法における「医療型児童発達支援」について、「児童発達支援」に一元化する改正が行われたことを踏まえ、本基準においても同様に「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に一元化するとともに、既存の児童発達支援における人員・設備基準等の3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分についても、主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）以外の人員・設備基準等に合わせる形で一元化する。

②指定障害児通所支援に係る全サービス共通関係

(一)障害児通所支援事業所の管理者について、事業所の管理上支障がない場合には、同一敷地内等に限らず、他の事業所等の職務に従事することができることとする。

(二)指定障害児通所支援事業者は、事業者の指定児童発達支援の取扱方針として、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならないこととする。

(三)児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、障害児の年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう支援内容を検討しなければならないこととする。

(四)児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならないこととする。

(五)児童発達支援管理責任者が担当者等を招集して行う会議（個別支援会議）について、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確

保した上で開催し、個別支援計画の原案について意見を求めることとする。

(六)障害児の状況を踏まえた障害児支援利用計画を作成する観点から、児童発達支援管理責任者は、個別支援計画について、当該障害児の保護者に対して指定障害児相談支援を行う指定障害児相談支援事業所に交付しなければならないこととする。

### ③児童発達支援・放課後等デイサービス関係

(一)指定児童発達支援事業者及び放課後等デイサービス事業者（以下「指定児童発達支援事業者等」という。）は、こどもの特性を踏まえた支援の確保と適切なアセスメントの実施の観点から、指定児童発達支援等の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援内容としなければならないこととする。

(二)指定児童発達支援事業者等が行う種々の取組状況等に関する自己評価・保護者による評価について、運用の標準化と徹底を図る観点から、自己評価を事業所の従事者による評価も受けた上で行うことや、自己評価及び保護者評価並びに改善の内容を公表することに加えて保護者にも示すこととするなど、実施方法を明確化する。

(三)指定児童発達支援事業者等は、総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、事業所ごとに、心身の健康等に関する領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラムを策定・公表しなければならないこととする。

(四)指定児童発達支援事業者等は、障害児が指定児童発達支援等を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならないこととする。

(五)児童発達支援管理責任者が作成する個別支援計画の原案の作成等においては、支援の具体的な内容と心身の健康等に関する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援等の具体的な内容を定めなければならないこととする。

### ④居宅訪問型児童発達支援関係

(一)指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、こどもの特性を踏まえた支援の確保と適切なアセスメントの実施の観点から、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援内容としなければならないこととする。

(二)指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、総合的な支援と支援内容の見える化を

進める観点から、事業所ごとに、心身の健康等に関する領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラムを策定・公表しなければならないこととする。

(三)児童発達支援管理責任者が作成する個別支援計画の原案の作成等においては、支援の具体的な内容と心身の健康等に関する領域との関連性を踏まえた指定居宅訪問型児童発達支援の具体的な内容を定めなければならないこととする。

#### ⑤保育所等訪問支援関係

(一)指定保育所等訪問支援事業者は、事業所ごとにその提供する指定保育所等訪問支援の質及びその改善について、指定保育所等訪問支援事業所の従事者による評価を受けた上で、自己評価を行うとともに、当該事業者を利用する障害児の保護者及び訪問先の施設による評価を受けて、その改善を図らなければならないこととする。

(二)指定保育所等訪問支援事業者は、おおむね一年に一回以上、自己評価、保護者評価及び訪問先の施設評価並びに改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととする。

(三)指定保育所等訪問支援事業者は、障害児が指定保育所等訪問支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、インクルージョンの推進に努めなければならないこととする。

(四)児童発達支援管理責任者が作成する個別支援計画の原案の作成等においては、インクルージョンの観点を踏まえた指定保育所等訪問支援の具体的な内容を定めなければならないこととする。

⑥その他児童福祉法一部改正法及び総合支援法一部改正法の施行に伴う所要の規定の整備を行う。

## 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び 条例施行規則の改正について（概要）

### ①指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設共通関係

(一)指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設は、施設の指定入所支援の取扱方針として、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならないこととする。

(二)児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう支援内容を検討しなければならないこととする。

(三)児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならないこととする。

(四)児童発達支援管理責任者が担当者等を招集して行う会議（個別支援会議）について、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で開催し、入所支援計画の原案について意見を求めることとする。

(五)指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設は、できる限り障害児を良好な家庭的環境において指定障害児入所支援を行うよう努めなければならないこととする。

(六)指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設の管理者は、早期からの計画的な移行支援を促進する観点から、15歳以上に達した入所児童について、入所支援計画の作成と同様の手順により、移行支援に係る個別の計画（移行支援計画）を作成し、同計画に基づき移行支援を進めなければならないこととする。

### ②指定福祉型障害児入所施設関係

(一)新興感染症の発生時等に施設内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）第3条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療

機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないこととする。

(二)指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならないこととする。

③その他障害者総合支援法一部改正法の施行に伴う所要の規定の整備を行う。

# 新たに創設される就労選択支援の円滑な実施①

- 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援を創設する。（令和7年10月1日施行）

## 対象者

- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
- 令和7年10月以降、就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用する。また、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和9年4月以降、原則として就労選択支援を利用する。

## 基本プロセス

- 短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理（アセスメント）を実施。
- アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等に意見を求める。
- アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所等との連絡調整を実施。
- 協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施。

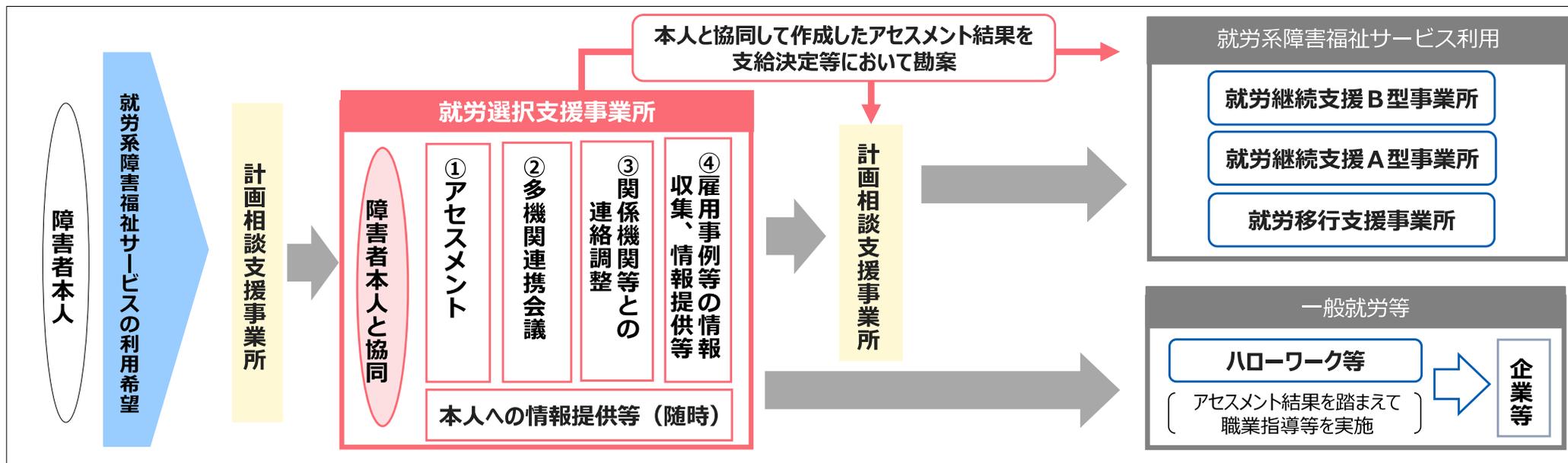
## 基本報酬の設定等

- 就労選択支援サービス費 1210単位/日
- 特定事業所集中減算 200単位/月

正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は指定就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合について、減算する。

## 支給決定期間

- 原則1ヶ月 1ヶ月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2ヶ月の支給決定を行う。



# 新たに創設される就労選択支援の円滑な実施②

## 実施主体

- 就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものや、これらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める以下のような事業者を実施主体とする。

就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、自治体設置の就労支援センター、人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）による障害者職業能力開発訓練事業を行う機関等

- 就労選択支援事業者は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めることとする。

## 従事者の人員配置・要件

- **就労選択支援員 15：1以上**
  - ・ 就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。
    - ※ 経過措置として、就労選択支援員養成研修開始から2年間は基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなす。
  - ・ 就労選択支援員養成研修の受講要件としては、基礎的研修を修了していることや就労支援に関して一定の経験を有していることを要件とする。
    - ※ 基礎的研修の実施状況を踏まえ、当面の間（令和9年度末までを想定）は、現行の就労アセスメントの実施等について一定の経験を有し、基礎的研修と同等以上の研修の修了者でも受講可能とする。
  - ・ 就労選択支援は短時間のサービスであることから、個別支援計画の作成は不要とし、サービス管理責任者の配置は求めないこととする。



## 特別支援学校における取扱い

- より効果的な就労選択に資するアセスメントを実施するため、特別支援学校高等部の3年生以外の各学年で実施できること、また、在学中に複数回実施することを可能とする。加えて、職場実習のタイミングでの就労選択支援も実施可能とする。